

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区新型コロナウイルス感染症に対応した障害者の緊急ショートステイ事業に係る業務の委託について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

事業の概要

事業名	新宿区新型コロナウイルス感染症に対応した障害者の緊急ショートステイ事業
担当課	障害者福祉課
目的	在宅で障害者を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、その障害者を緊急一時的なショートステイにより受け入れることで、必要な介護を維持するとともに介護者である家族等が安心して療養に専念できることを目的とする。
対象者	区内に住所を有する障害者のうち、介護者たる家族等が新型コロナウイルス感染症に感染し、入院等療養を要することにより、緊急一時的なショートステイを必要とする者
事業内容	<p>1 事業概要</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延状況において、在宅で障害者を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、要介護者たる障害者に対する介護の維持は、喫緊の課題である。</p> <p>そこで、在宅で障害者を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、その障害者を緊急一時的なショートステイにより受け入れることで、必要な介護を維持するとともに介護者である家族等が安心して療養に専念できることを目的に、「新宿区新型コロナウイルス感染症に対応した障害者の緊急ショートステイ事業（以下「本事業」という。）」を実施する。</p> <p>2 委託の内容</p> <p>本事業においては、対象者の緊急一時的なショートステイに迅速に対応するため、短期入所施設を併設する区内の障害者支援施設「新宿けやき園」（以下「受託施設」という。）の居室を確保し、以下の業務を受託施設に委託する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 入所手続き業務(2) 日常生活上の支援業務（入浴、排せつ、食事等の介護）(3) 送迎サービスの実施(4) 支援状況の報告 <p>3 受入予定人数 13名</p> <p>※…個人情報の流れは、資料27-1のとおり</p>

件名 新宿区新型コロナウイルス感染症に対応した障害者の緊急ショートステイ事業に係る業務の委託について

保有課(担当課)	障害者福祉課
登録業務の名称	新宿区新型コロナウイルス感染症に対応した障害者の緊急ショートステイ事業
委託先	社会福祉法人 邦友会 (新宿けやき園)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【緊急ショートステイの利用者に係る情報項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の基本情報 氏名、住所、電話番号、生年月日、年齢、性別 ・介護者情報 氏名、住所、利用者との関係、電話番号 ・緊急連絡先 氏名、利用者との関係、電話番号 ・かかりつけ医 主治医、病院名、所在地、電話番号 ・利用者の身体状況 障害名、障害支援区分、障害者手帳の内容(障害種別、等級等) ・問題行動の有無 ・日常生活動作 ・排泄の状況 ・食事の状況 ・入浴の介助状況
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	<p>在宅で障害者を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、その障害者を緊急一時的なショートステイにより受け入れることで、必要な介護を維持するとともに介護者である家族等が安心して療養に専念できることを目的に、生活の場である居室を確保し、要介護者の生活を支援する必要があるため。</p> <p>上記委託先は、短期入所施設を併設する区内の障害者支援施設であり、迅速に委託業務に対応できるうえ、専門的なノウハウを有する事業者であるため。</p>
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所手続き業務 2 日常生活上の支援業務(入浴、排せつ、食事等の介護) 3 送迎サービスの実施 4 支援状況の報告
委託の開始時期及び期限	令和2年11月1日から令和3年3月31日まで(新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、以降も同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付し、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 個人情報記載された紙媒体の郵送については、簡易書留で行い、記録

	<p>を追跡できるようにする。</p> <p>3 個人情報に記載された紙文書は、施錠できる金庫（キャビネット）に保管する。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付し、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。</p> <p>2 個人情報に記載された紙媒体の郵送については、簡易書留で行わせ、記録を追跡できるようにさせる。</p> <p>3 個人情報に記載された紙文書は、施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。</p> <p>4 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。</p> <p>5 本委託により委託先が知り得た利用者の情報は、一定期間（5年）保管後速やかに溶解等適切な方法により破棄させ、証明書を提出させる。</p>

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。